

# 一宮市立地適正化計画

## 概要版

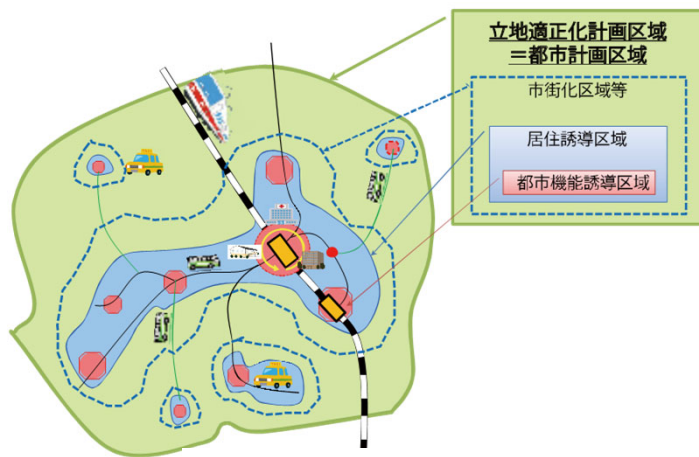
令和2年8月

## 立地適正化計画について

### ■立地適正化計画とは

人口の急激な減少と高齢化が進展する中であっても、高齢者をはじめとする住民が安心して便利に暮らせるよう、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づき、持続可能なまちづくりを目的とした計画です。

立地適正化計画には以下の区域を設定します。



国土交通省(立地適正化計画概要パンフレット)より

#### 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

#### 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域

### ■立地適正化計画策定の背景・目的

本市においても将来的な人口減少による人口密度の低下や、高齢化の進展が懸念されるため、立地適正化計画を策定することとし、市街地の人口密度の維持や拠点への都市機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワークを活かした利便性を確保していくことで、暮らしやすい持続可能なまちづくりを目的とします。

#### 【対象区域】

本計画は、都市再生特別措置法（以下、「法」という。）第81条に都市計画区域内の区域について作成することができることと規定されていることから、都市計画区域全域（＝市域全域）を対象とします。

#### 【計画期間】

本計画については、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、「一宮市都市計画マスタープラン」との整合をとり、2019年(令和元年)～2040年(令和22年)を計画期間とします。

# 都市構造上の課題に対する分析・整理

## ■人口

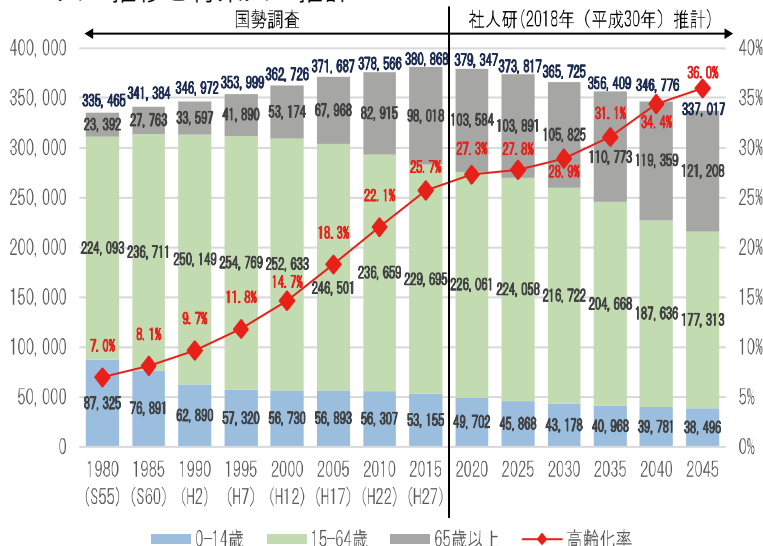
### 【現状及び今後の見通し】

- 今後本市の総人口は減少傾向に転じ、それに伴い人口密度も低下する見込みです。
- 将来の高齢化率は大きく上昇し、市内の大半の地域で30%を超える見込みです。
- 進学・就職に伴うとみられる転出が多い一方で、子育て世代は転入超過の傾向にあります。

### 課題1：子育て世代・高齢者ニーズに合った環境づくり

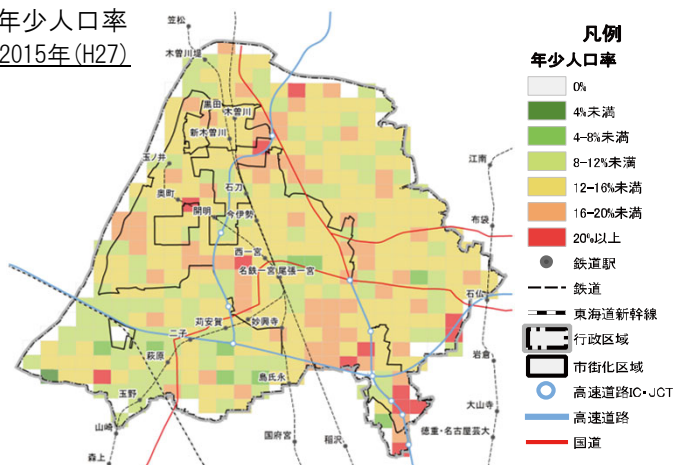
- 子育て世代のニーズに合った生活環境づくりを進め、社会増による年少人口及び生産年齢人口の増加を図る必要があります。
- 今後も増加傾向が続く高齢者にとっても暮らしやすい環境づくりを進める必要があります。

### ■人口推移と将来人口推計

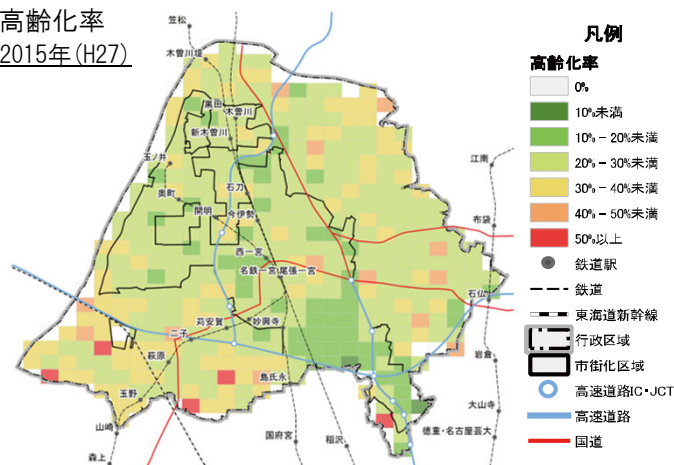


資料：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」国立社会保障・人口問題研究所  
 ※国勢調査の総人口は年齢不詳を含む(高齢化率は年齢不詳を除いた人口に対する割合を示す)

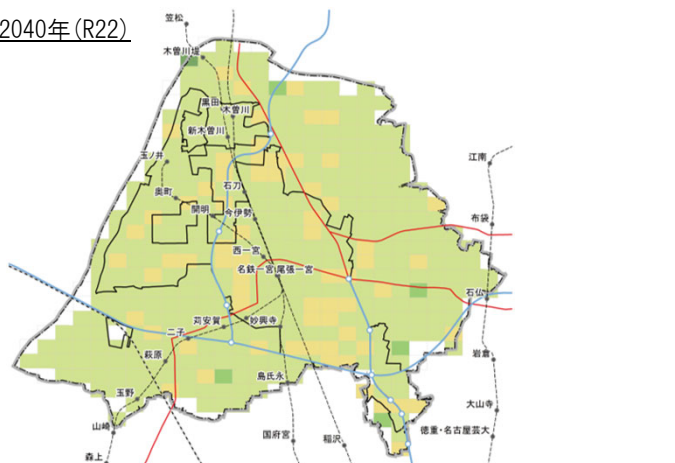
### ■年少人口率 2015年(H27)



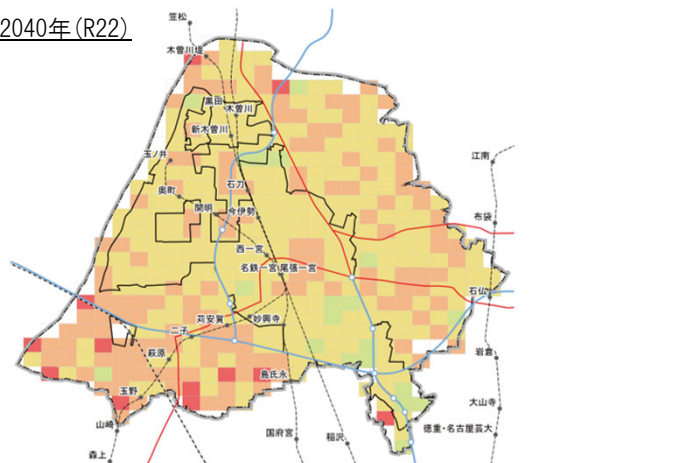
### ■高齢化率 2015年(H27)



### 2040年(R22)



### 2040年(R22)



資料：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」国立社会保障・人口問題研究所

## ■土地利用

### 【現状及び今後の見通し】

- 市内全域、特に市街化調整区域での宅地化が進行しています。
- 空き家の発生など、都市のスポンジ化の進行が懸念されます。

### 課題2：人口の集約による地域コミュニティの維持

- 市内全域に広がっている宅地は利便性の高い土地に住住を誘導し、空き家、空き地の利活用を図ることにより都市のスポンジ化を抑制する必要があります。

## 公共交通

【現状及び今後の見通し】

- 人口密度の低下により将来的に基幹的公共交通の存続が困難になる恐れがあります。
- 人口増加が見込まれる市南部では公共交通への需要が高まる見込みです。
- 市民は、将来的な公共交通サービスの低下を不安視しています。

## 都市機能

【現状及び今後の見通し】

- ほとんどの地域で将来的な人口減少が予測されることから、人口密度の低下により施設の維持が困難になり、市民の生活利便性の低下が懸念されます。

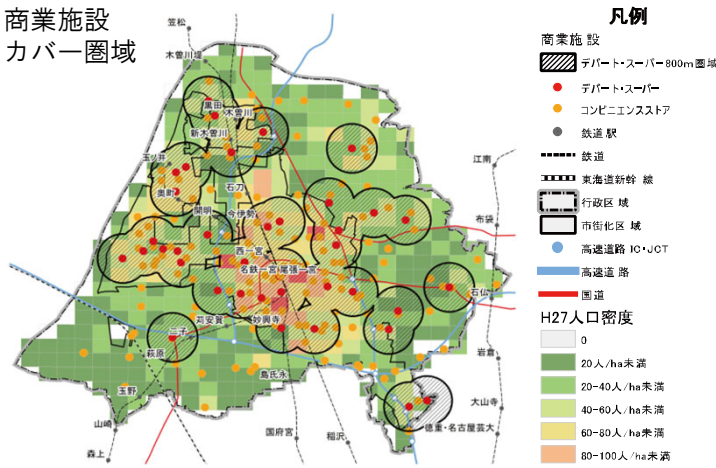
### 課題3：公共交通ネットワークの維持・充実

- 公共交通沿線での人口密度の維持に向けた居住誘導を進めるとともに、将来的な人口動向に伴う需要の変化も見込みながら、公共交通の維持・充実を検討する必要があります。

### 課題4：都市機能の維持・誘導による利便性の確保

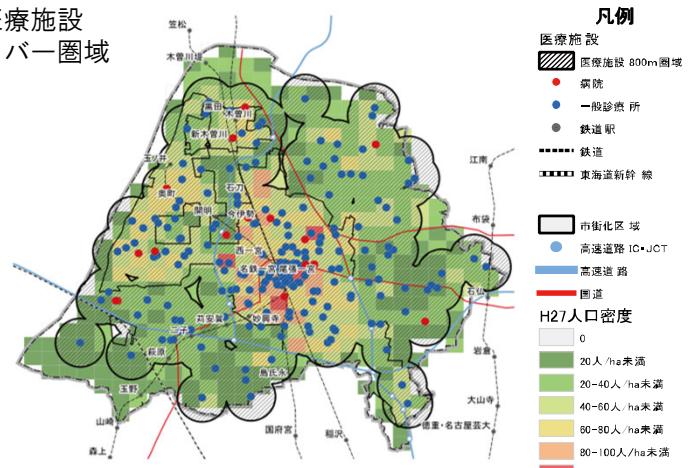
- 人口密度の維持とともに都市機能の集積により、日常生活サービスを維持していく必要があります。
- 特に高齢化や少子化などの人口動向に伴い需要に変化が見込まれる施設では、拠点などへの集約により利便性を確保していく必要があります。

#### 商業施設 カバー圏域



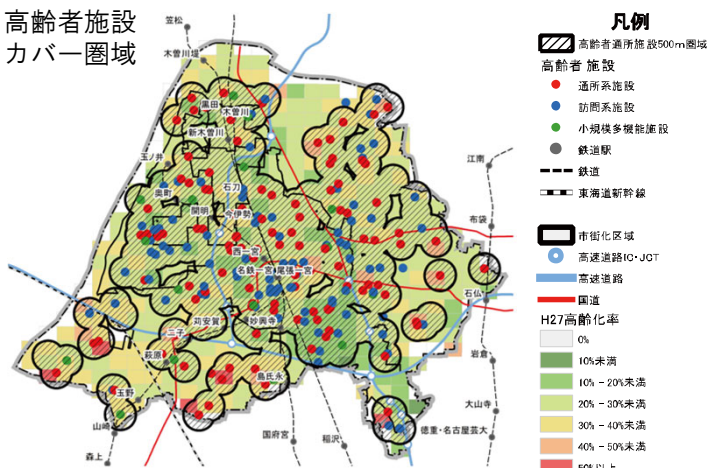
資料：iタウンページ(2018.9時点)

#### 医療施設 カバー圏域



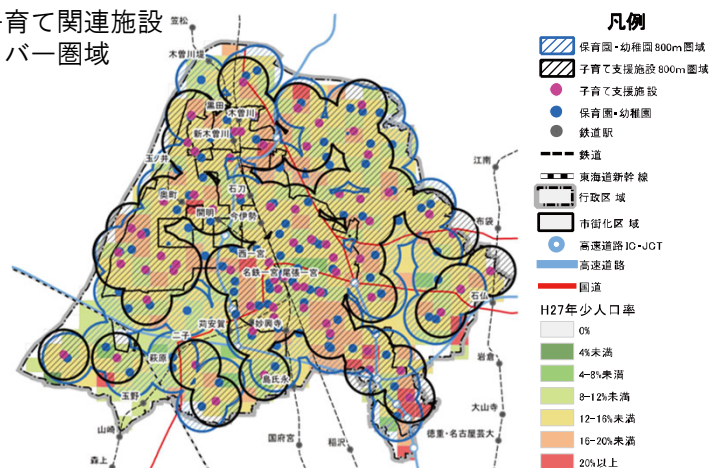
資料：地域医療情報システム(2018.9時点)

#### 高齢者施設 カバー圏域



資料：愛知県高齢福祉課資料(2018.9時点)

#### 子育て関連施設 カバー圏域



資料：国土数値情報(2018.9時点)

## 災害

【現状及び今後の見通し】

- 理論値最大モデルの地震の想定では、市東部を除いた広範囲で液状化の危険度が高い予想となっています。
- 市街化区域を含む市域全域で浸水の恐れがあります。

### 課題5：災害などに対する安全・安心の確保

- これまでの災害実績や今後想定される大規模地震や浸水などを考慮した都市機能や居住の誘導が必要です。

## 財政

【現状及び今後の見通し】

- 生産年齢人口の減少や高齢者の増加に伴い、財政状況の逼迫が懸念されます。
- 公共施設の維持管理費は年々増加する見込みです。

### 課題6：効率的な都市運営

- 限られた財源の中で計画的にインフラの維持更新や新規整備を行うとともに、公共施設の統廃合を図るなど効率的に都市運営を行う必要があります。

# 立地適正化計画に関する基本的な方針

## ■まちづくりの方針(ターゲット)

### 立地適正化計画において注力すべき課題

#### 課題1:

#### 子育て世代・高齢者に合った環境づくり

- 子育て世代のニーズに合った生活環境づくりを進め、社会増による年少人口及び生産年齢人口の増加を図る必要があります。
- 今後も増加傾向が続く高齢者にとっても暮らしやすい環境づくりを進める必要があります。

#### 課題3:

#### 公共交通ネットワークの維持・充実

- 公共交通沿線での人口密度の維持に向けた居住誘導を進めるとともに、将来的な人口動向に伴う需要の変化も見込みながら、公共交通の維持・充実に検討することが必要です。

### 上位関連計画の位置づけ

#### 第7次一宮市総合計画

- Plan1: 健やかにいきる
- ・施策2: 安心して子育てができる環境をつくります
- ・施策4: 高齢者が安心していきいきと暮らせるよう支援します

#### 一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 目標1:  
「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と子どもが健やかに学べるまち」をつくる
- ・出会い・結婚・妊娠・出産・子育てまでのトータル支援により若い世代の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てられる環境を創出する
- ・安心して子どもを預けられる環境整備と子育て世代の経済的負担軽減により、子育てしやすいまちを創出する

### 【まちづくりの方針】

子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり

## ■課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)

### 都市機能誘導区域の施策・誘導方針

- まちづくりの方針を具体化するために、本市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次の都市機能の誘導を図ります。
- 誘導する都市機能は、介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指します。

### 居住誘導区域の施策・誘導方針

- 人口減少下においても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を確保していくために、中心市街地の利便性の高い住宅地から郊外部のゆとりある住宅地まで、子育て世代や高齢者の多様なニーズに対応できる居住環境の形成を図ります。
- 生活サービス機能が集積する都市機能誘導区域及びその周辺、公共交通沿線などの利便性の高い地域に居住を誘導し、子育て世代や高齢者の暮らしやすさに配慮した徒歩または公共交通で移動が可能な、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

# 都市機能誘導区域について

## ■都市機能誘導区域とは・・・

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

都市機能誘導区域の設定においては、市街化区域の中でさらに居住を誘導する居住誘導区域の中に定める必要があり、あわせて、各都市機能誘導区域に誘導する誘導施設(機能)を定める必要があります。

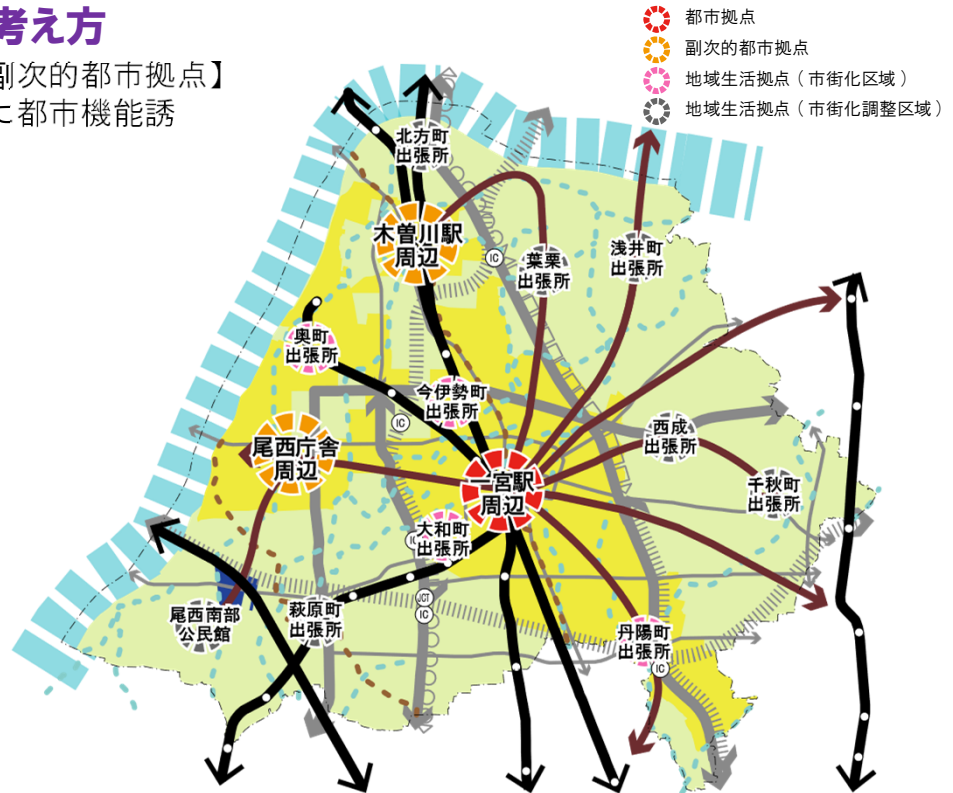
また、誘導施設の立地を誘導するための施策により誘導施設の誘導を推進します。

## ■都市機能誘導区域の設定の考え方

誘導方針に基づき、【都市拠点】【副次的都市拠点】及び【地域生活拠点(市街化区域内)】に都市機能誘導区域を設定します。

《 拠 点 》

都市拠点		一宮駅周辺
副次的都市拠点		尾西庁舎周辺 木曾川駅周辺
地域生活拠点	市街化区域	丹陽町出張所 大和町出張所 今伊勢町出張所 奥町出張所
	市街化調整区域	葉栗出張所 西成出張所 浅井町出張所 北方町出張所 萩原町出張所 千秋町出張所 尾西南部公民館



## ■都市機能誘導施設の設定の考え方

誘導方針を踏まえ、子育て世代や高齢者の利便性向上を図るため、【介護福祉機能】【子育て機能】【商業機能】【医療機能】を誘導する機能とします。各拠点の性質及び拠点周辺に現在立地する施設の状態を勘案し、誘導区域毎に誘導・維持する施設を設定します。

市全域や各種計画において設定されている現在の生活圏にそれぞれ必要な施設(保育園、一般診療所など)については、市内全域にバランス良く立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。

介護福祉機能	<b>健康増進施設</b> (健康増進施設認定規程第2条)
子育て機能	<b>認定こども園 (公立を除く)</b> (就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)
商業機能	<b>商業施設 (生鮮食料品を取り扱うもの)</b> (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の施設)
	<b>商業施設 (生鮮食料品を取り扱うもの)</b> (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設)
医療機能	<b>地域医療支援病院(病床200床以上)</b> (医療法第4条第1項)
	<b>病院(病床20床以上)</b> (医療法第1条の5第1項)

## ■ 誘導区域及び誘導施設

### ■ 一宮駅周辺地区

#### 【まちづくりの方針】

#### 尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積および維持向上

- 尾張の顔となる拠点として、高次的な都市機能の集積を図ります。
- 子育て世代や高齢者の利便性向上に向け、子育て機能や介護福祉機能、商業機能、医療機能を中心とした土地の高度利用を進めるとともに、商業と居住の複合化などによるにぎわいの創出やまちなか居住を促進します。

#### 【区域設定の考え方】

- ・一宮駅を中心に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において指定された中心市街地区域を基準に、広域的な拠点である性質から広範囲に商業地域を含めて設定します(223.4ha)。

### ■ 尾西庁舎周辺地区、木曾川駅周辺地区

#### 【まちづくりの方針】

#### 公共交通の利便性を活かしたコンパクトなまちづくり

- 市西部及び北部の副次的都市拠点として、尾西庁舎及び木曾川駅周辺を中心とした都市機能の集積を図ります。
- 既存の商業機能や医療機能の向上に加え、子育て機能や介護福祉機能の誘導を促進します。

#### 【区域設定の考え方】

- ・尾西庁舎を中心にバス停を含む商業地域と既存スーパーを含む近隣商業地域を設定します(28.9ha)。
- ・県道名古屋一宮線とJR東海道本線に囲まれ、木曾川駅、新木曾川駅、黒田駅の鉄道駅や既存の大規模商業施設、病院を含む区域を設定します(93.4ha)。

### ■ 丹陽町出張所周辺地区

#### 【まちづくりの方針】

#### にぎわいの核となる拠点形成を目指したまちづくり

- 市南部における副次的都市拠点に並ぶ新たな拠点の形成のため、公共交通の充実、生活に必要な都市機能の誘導を促進します。

#### 【区域設定の考え方】

- ・丹陽町出張所周辺の土地区画整理事業施行区域と丹陽町出張所を含む区域を設定します(33.0ha)。

### ■ 大和町出張所周辺地区、今伊勢町出張所周辺地区、奥町出張所周辺地区

#### 【まちづくりの方針】

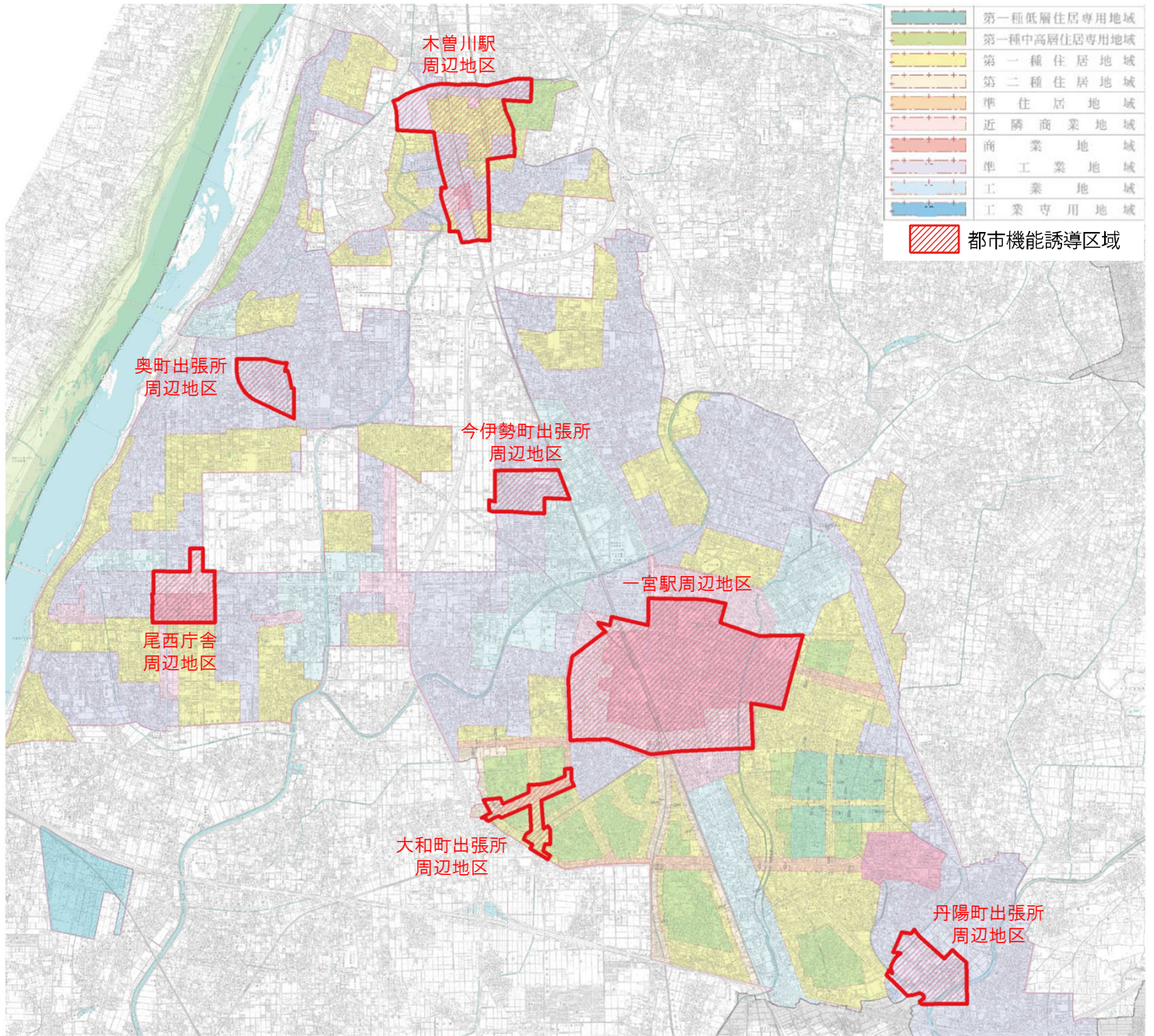
#### 日常的な生活サービスの利便性向上に向けた都市機能の維持・拡充

- 大和町出張所、今伊勢町出張所及び奥町出張所を中心とした地域の核として、都市機能の集積を図ります。
- 大和町出張所周辺地区では、子育て機能や介護福祉機能、商業機能、医療機能の誘導を促進します。
- 今伊勢町出張所周辺地区及び奥町出張所周辺地区では、医療機能の向上に加え、子育て機能や介護福祉機能、商業機能の誘導を促進します。

#### 【区域設定の考え方】

- ・大和町出張所周辺の国道155号沿いの準住居地域とその南部の観音寺駅を含む第一種住居地域を設定します(18.3ha)。
- ・今伊勢町出張所を含む準工業地域に区域を設定します(21.8ha)。
- ・奥町出張所や奥町駅を含む準工業地域に区域を設定します(19.7ha)。

## 都市機能誘導区域



## 都市機能誘導区域ごとの誘導施設

(◎：既存施設の維持を含む)

機能	都市機能誘導施設	一宮駅周辺地区	尾西庁舎周辺地区	木曾川駅周辺地区	丹陽町出張所周辺地区	大和町出張所周辺地区	今伊勢町出張所周辺地区	奥町出張所周辺地区
介護福祉	健康増進施設	◎	○	◎	○	◎	○	○
子育て	認定こども園(公立を除く)	○	○	○	○	○	○	○
商業	商業施設 (生鮮食料品を取り扱うもの)	10,000㎡以上	-	◎	-	-	-	-
		3,000㎡以上 10,000㎡未満	◎	◎	○	○	○	○
医療	地域医療支援病院(病床200床以上)	◎	-	-	-	-	-	-
	病院(病床20床以上)	○	◎	◎	○	○	◎	◎

## ■都市機能誘導施策

立地適正化計画制度に基づく届出などの運用や国などの支援施策を活用し、誘導施設の誘導を推進します。また、市が現在行っている施策に加え、今後新たに取組む施策を検討し、段階的な誘導施設の充実を図ります。

### ★国などが直接行う施策

- ・税制上の特例：誘導施設に対する税制上の特例措置
- ・金融上の特例：民間都市開発推進機構による支援措置

### ★国の支援を受けて行う施策

- ・社会資本整備総合交付金の活用
- ・都市機能立地支援事業の活用

### ★本市が独自に行う施策

- ・市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業（一宮駅周辺地区地区計画の区域）
- ・土地区画整理事業（丹陽町外崎地区）
- ・共同化に対する優良建築物等整備事業補助の検討
- ・特定用途における容積率・用途制限の緩和の検討
- ・都市機能誘導区域内の空き家空き店舗を、都市機能誘導施設に利活用した場合におけるインセンティブの付与の検討

《優良建築物等整備事業の概要》

事業の要件	・2人以上の地権者による敷地の共同化 (2人の場合は200㎡未満または不整形な敷地などを含む)
敷地の事業要件	・幅員6m以上の道路に4m以上接すること ・一定規模以上の空地を確保すること ・面積が500㎡以上であること
建物の事業要件	・3階以上であること ・耐火建築物または準防火建築物であること ・一定のバリアフリー要件を満たしていること ・容積率400%を超えること ・建築物が接する道路のうち、最も幅員の広い道路に面する1階の過半には商業・業務機能を有すること
対象地区の要件	

## ■都市機能誘導施設の届出制度について

届出制度とは、法第108条の規定に基づき、誘導施設の整備の動きを市が把握し、今後の取り組みに活用するために行うものです。

詳しい内容については「一宮市立地適正化計画 届出の手引き」をご覧ください。

### 【都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為】

開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為	○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

### 【都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為】

休止・廃止	○誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合
-------	------------------------

### 【都市機能誘導施設と届出対象となる区域】

(○：届出必要、－：届出不要)

機能	都市機能誘導施設	届出対象区域							
		市内区域外	都市機能誘導区域						
			一宮駅周辺地区	尾西庁舎周辺地区	木曾川駅周辺地区	丹陽町出張所周辺地区	大和町出張所周辺地区	今伊勢町出張所周辺地区	奥町出張所周辺地区
介護福祉	健康増進施設	○	－	－	－	－	－	－	－
子育て	認定こども園(公立を除く)	○	－	－	－	－	－	－	－
商業	商業施設(生鮮食品を取り扱うもの)	10,000㎡以上	○	－	○	－	○	○	○
		3,000㎡以上 10,000㎡未満	○	－	－	－	－	－	－
医療	地域医療支援病院(病床200床以上)	○	－	○	○	○	○	○	○
	病院(病床20床以上)	○	－	－	－	－	－	－	－

注) 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、全ての施設及び区域で届出を行っていただく必要があります。



# 居住誘導区域について

## ■居住誘導区域とは・・・

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことで、市街化区域を対象に設定されます。

## ■居住誘導区域の設定の考え方

誘導方針に基づき、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上に向けた人口集積や基幹的公共交通のサービスレベルの低下防止、既存ストックの有効活用に向け、居住誘導区域を設定します。

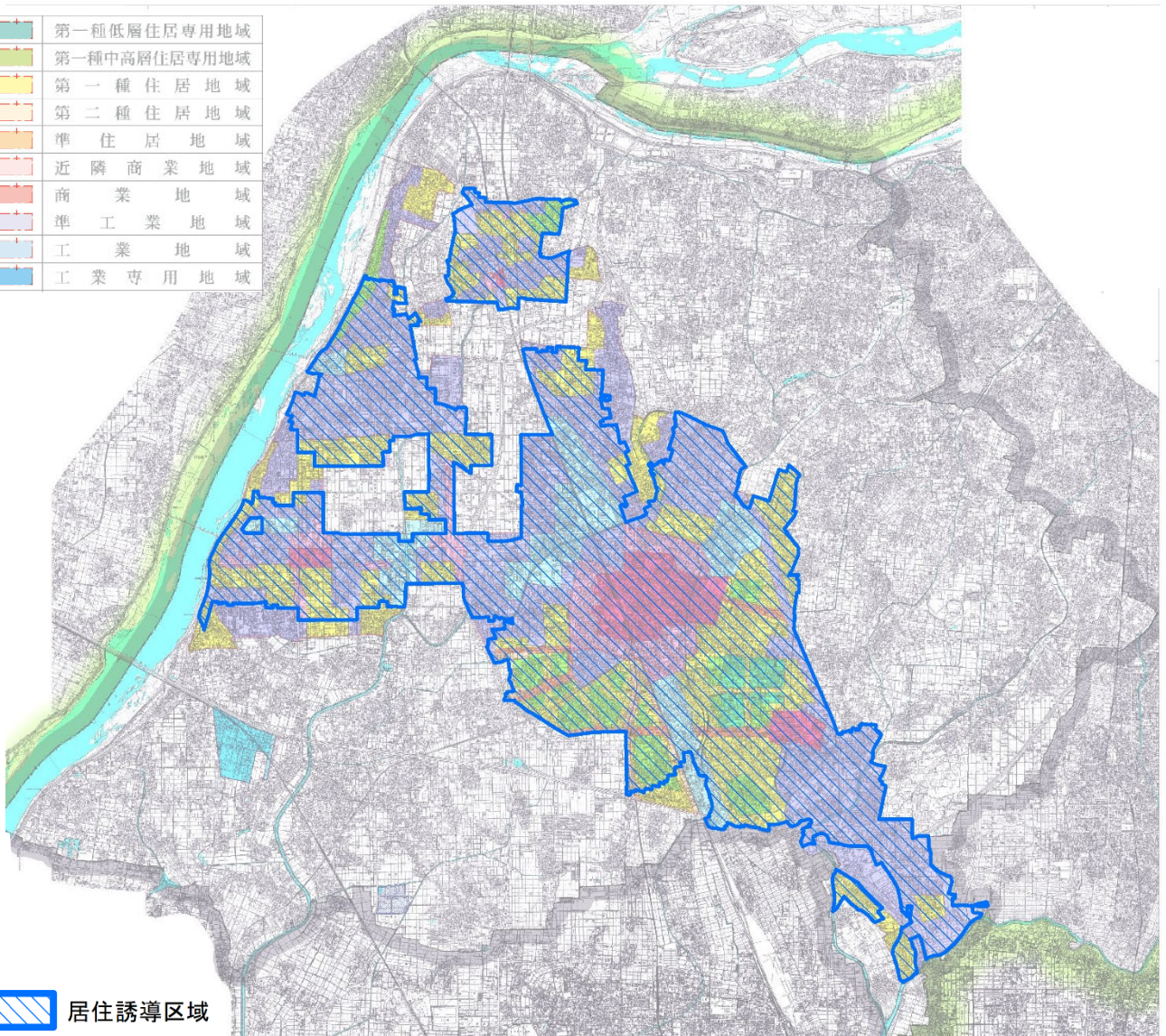
また、良好な居住環境を確保するため、工業系土地利用としての活用を促進すべき区域については、居住誘導区域から除外します。

【居住誘導区域に含む区域】	【居住誘導区域に含めない区域】
<ul style="list-style-type: none"><li>都市機能誘導区域</li><li>都市機能誘導区域の徒歩圏 (鉄道駅または市役所・出張所から800m圏域)</li><li>基幹的公共交通などを利用可能な徒歩圏 (鉄道駅800m圏域、バス停500m圏域)</li><li>土地区画整理事業区域</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>工業専用地域</li><li>工業地域及び準工業地域のうち工業的土地利用の割合が高い地域</li></ul>

※最終的な居住誘導区域界の設定においては、上記の範囲を目安とし、地形・地物や用途地域の指定状況など地域の一体性を考慮した区域の設定を行います。

## ■居住誘導区域

	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域



居住誘導区域

総面積：3,171.5ha(市街化区域に占める割合：83.4%)

## ■居住誘導施策


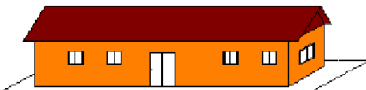



居住誘導区域の施策・誘導方針に基づき、子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせる居住環境の形成を図ります。

- ◆市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業（一宮駅周辺地区地区計画の区域）
- ◆共同化に対する優良建築物等整備事業補助の検討
- ◆土地区画整理事業（外崎地区）
- ◆居住誘導区域内の空き家などへの入居に伴うインセンティブの検討
- ◆居住誘導区域外から区域内への住み替えに伴うインセンティブの検討
- ◆公共交通の充実に向けた取組の検討

## ■届出制度について

法第88条第1項の規定により、届出制度を運用します。

**居住誘導区域外**で以下の行為に着手しようとする場合、その30日前までに市長への届出が必要となります。

①居住誘導区域外における開発行為	・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	例： <b>届出必要</b> 3戸の開発行為	
	・ 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの	例： <b>届出必要</b> 1,300㎡ 1戸の開発行為	
	例： <b>届出不要</b> 800㎡ 2戸の開発行為		
②居住誘導区域外における建築行為	・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合	例： <b>届出必要</b> 3戸の建築行為	
	例： <b>届出不要</b> 1戸の建築行為		
	・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合		
③届出内容の変更	・ ①、②の届出内容を変更する場合		

開発行為：建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう（都市計画法第4条第12項）

資料：国土交通省（改正都市再生特別措置法等について）

なお、居住誘導区域内における住宅等の開発行為等は届出の対象になりません。また、居住誘導区域外における住宅等の開発行為等であっても、「仮設のもの」「非常災害のための応急措置」「都市計画事業となるもの」などは、届出の対象になりません。

届出の対象とならない行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住誘導区域内における住宅等の開発行為等</li> <li>・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為</li> <li>・ 上記の住宅等の新築</li> <li>・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して上記の住宅等とする行為</li> <li>・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為</li> </ul>
--------------	--

資料：国土交通省（改正都市再生特別措置法等について）

# 計画の評価

## 目標値の設定

本計画の達成状況を評価、分析するための指標及び目標値を以下のとおり設定します。

	評価指標	効果指標																																								
指標	居住誘導区域内の人口密度	市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合																																								
期待される効果	居住誘導区域内における人口密度の維持	公共交通の利便性維持・充実																																								
現況値及び目標値	※現状の人口密度の維持 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>現況値(H31) : 61人/ha</b>  <b>中間目標(R12) : 61人/ha</b>  <b>最終目標(R22) : 61人/ha</b> </div>	※利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>現況値(H31) : 36.2%</b>  <b>中間目標(R12) : 37.4%</b>  <b>最終目標(R22) : 37.4%</b> </div>																																								
	参考	国勢調査500mメッシュより算出した居住誘導区域内の人口・人口密度 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現況値</th> <th colspan="4">社人研推計値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">H27</th> <th colspan="2">R12</th> <th colspan="2">R22</th> </tr> <tr> <th>人口</th> <th>人口密度</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>191,973人</td> <td>61人/ha</td> <td>188,589人</td> <td>60人/ha</td> <td>180,908人</td> <td>57人/ha</td> </tr> </tbody> </table>	現況値		社人研推計値				H27		R12		R22		人口	人口密度	人口	人口密度	人口	人口密度	191,973人	61人/ha	188,589人	60人/ha	180,908人	57人/ha	第2次一宮市公共交通計画における目標数値 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合</th> </tr> <tr> <th>現況値</th> <th colspan="2">目標値</th> <th>最終目標値</th> </tr> <tr> <th>H31</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36.2%</td> <td>36.6%</td> <td>37.0%</td> <td>37.4%</td> </tr> </tbody> </table>	市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合				現況値	目標値		最終目標値	H31	R2	R3	R4	36.2%	36.6%	37.0%
現況値		社人研推計値																																								
H27		R12		R22																																						
人口	人口密度	人口	人口密度	人口	人口密度																																					
191,973人	61人/ha	188,589人	60人/ha	180,908人	57人/ha																																					
市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合																																										
現況値	目標値		最終目標値																																							
H31	R2	R3	R4																																							
36.2%	36.6%	37.0%	37.4%																																							
出典(計測方法)	『国勢調査500mメッシュ』 ※居住誘導区域内外をまたぐメッシュは、区域内外に立地する建物棟数の割合により按分	『市民の体感指標アンケート』 ※毎年4月に実施																																								

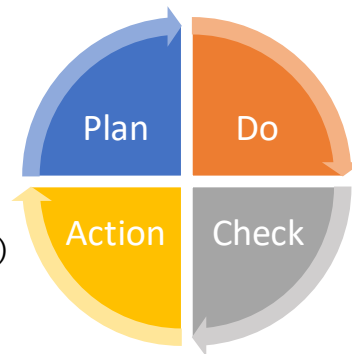
## 進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルにより、概ね5年ごとに効果検証を行いながら、必要に応じて見直し・改定を行います。

また、上位関連計画の構想期間や見直しのタイミングなども考慮し、整合をとりながら取り組んでいきます。

### Plan (計画)

- ▶ 課題の抽出
- ▶ 計画策定



### Do (実施)

- ▶ 取組みの実施
- ▶ 取組みの進捗管理

### Action (改善)

- ▶ 課題の再抽出
- ▶ 計画の見直し

### Check (評価)

- ▶ 取組みの評価・効果検証

## 【進捗管理スケジュール】

年次	...	令和2年 (2020年)		令和12年 (2030年)		令和22年 (2040年)	...
一宮市 立地適正化計画	H31 ★ 策定	概ね5年ごとに効果検証				R22 ★ 最終目標 改定(予定)	
参考：上位関連計画							
一宮市総合計画	H30 ★ 策定	第7次総合計画 基本構想 前期5年 → 後期5年		R10 ★ 策定(予定)	第8次総合計画 基本構想 前期5年 → 後期5年		R20 ★ 策定(予定)
尾張都市計画区域 マスタープラン	基準年 H30	目標年次 令和12年					
一宮市都市計画 マスタープラン		★ 計画改定		★ 計画改定(予定)		★ 計画改定(予定)	



一宮市立地適正化計画  
【概要版】

一宮市 まちづくり部 都市計画課  
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 TEL：0586-28-8632（ダイヤルイン） FAX：0586-73-9218